

今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第5条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第6条第1項の規定により公告します。

令和7年12月24日

今治市長 徳永 繁樹



1 入札物件

N o	品 名	品質・規格 寸法・銘柄	数 量 単 位	納 入 期 限	納入場所	備 考
1	POS 機能搭載 モバイル型キ ャッシュレス 決済端末	仕様書の とおり	33 台	令和 8 年 3 月 31 日	別紙のとおり	付属品及び保守・ク ラウドサービス等 の提供を含む ※保守・クラウドサ ービス等の提供は、 R8.4.1～R9.3.31。

2 入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）または今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者。
- (6) 当該業務委託の実施年度以前において、当該業務委託と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものを含む。）を有する者。

3 担当部署

- (1) 入札及び契約に関する担当部署

今治市役所総務部総務政策局契約課

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第2別館7階

TEL：0898-36-1560

FAX：0898-32-5284

E-MAIL：keiyaku@imabari-city.jp

(2) 物件に関する担当部署

今治市役所総合政策部企画政策局未来デジタル課

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第2別館6階

TEL：0898-36-1509

FAX：0898-24-7180

E-MAIL：mirai@imabari-city.jp

4 スケジュール

公告	令和7年12月24日（水）
質問受付締切	令和8年1月8日（木）
質問回答	令和8年1月13日（火）
入札参加手続締切	令和8年1月15日（木）
入札書提出期限	令和8年1月22日（木） 17時15分必着
開札の日時	令和8年1月23日（金） 10時00分から

本案件は、【期間入札】です。上記の提出期限までに、入札書を担当課に持参もしくは書留郵便（「一般書留」もしくは「簡易書留」）のいずれかの提出方法により入札に参加してください。開札日当日は入札できませんので、ご注意ください。

5 仕様書等の配布

(1) 配布期間

公告日から令和8年1月15日（木）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月27日から1月4日まで）を除く毎日、8時30分から17時15分まで。

(2) 配布場所

ア 窓口又は郵送

前記「3 担当部署（1）入札及び契約に関する担当部署」

イ ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/keiyaku/buppin/>

(3) 配布方法

ア 窓口又は郵送

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布するものとします。

なお、郵送を希望する場合は、料金着払いの小包扱いとするものとします。

イ ホームページ

前記(2)のイのページからダウンロードするものとします。

6 説明会

説明会は開催しないこととします。

7 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

公告日から令和8年1月8日(木)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月27日から1月4日まで)を除く毎日、8時30分から17時15分まで(必着)。

イ 提出場所

前記「3 担当部署(1) 入札及び契約に関する担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に、質問書(様式第1号)を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出することとします。(ファクシミリ又は電子メールの場合は、前記「3 担当部署(1) 入札及び契約に関する担当部署」に着信を確認してください。)

なお、口頭又は電話による質問は受け付けないこととします。

(2) 回答

令和8年1月13日(火)17時15分までに質問者全員に対する電子メール及び前記「3 担当部署(1) 入札及び契約に関する担当部署」の窓口での閲覧により回答することとします。

8 入札参加手続

(1) 受付期間

公告日から令和8年1月15日(木)までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月27日から1月4日まで)を除く毎日、8時30分から17時15分まで(必着)。

(2) 提出場所

前記「3 (1) 入札及び契約に関する担当部署」

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書(様式2号)

イ 物品調達等契約実績申告書(様式3号)

ウ 上記以外の書類で、入札の参加資格を確認するため、追加で提出を依頼する場合があります。

(4) 提出方法

提出期間内に8(3)に掲げる書類を持参又は郵送により提出することとしま

す。（郵送による場合には、書留郵便とし、封筒の表に件名並びに入札参加希望者の住所及び商号又は名称を記載し、「入札参加資格申込書在中」と朱書してください。）

（５）入札参加決定の通知

入札参加決定者には、入札参加決定通知書を電子メールにて送付します。

なお、入札書等様式については、決定通知書と併せて送付します。

９ 入札日

（１）開札の日時

令和８年１月２３日（金）１０時００分から

（２）開札の場所

今治市役所第１別館８階入札室

（３）予定価格の公表

予定価格は、公表しません。

（４）入札書の提出方法

「期間入札」説明書をご確認のうえ入札に参加してください。

（５）入札方法等

入札回数は、２回とします。

１０ 入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金については、今治市契約規則第１０条第２号により免除とします。

（２）契約保証金については、契約金額の１０分の１以上とします。ただし、今治市契約規則第６１条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除とします。

１１ 入札の無効等

入札参加資格のない者がした入札並びに今治市契約規則に関する条件に違反した入札は無効とします。

１２ 落札者の決定方法

（１）入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

（２）落札となるべき入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、くじにより決定します。

１３ 契約書作成の要否

要

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、契約の締結までの間において、当該落札者が「2 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがあります。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書、現場等について不明を理由として異議を申し立てることができません。

16 その他

公告に定めのない事項については、今治市契約規則等の規定によるものとします。

物品購入仕様書

品 名	POS 機能搭載モバイル型キャッシュレス決済端末																	
数 量 単 位	33 台																	
規 格 等	① サイズ：奥行 193mm×幅 81mm×高さ 50.0mm 程度 ② 重量：450g 程度（バッテリー含む） ③ ディスプレイ：カラー・タッチパネル液晶 5 インチ以上 ④ LTE（4G）通信に対応した SIM カードスロット内蔵 ⑤ レシートプリンター内蔵 ⑥ バーコードスキャナー内蔵 ⑦ POS 機能搭載 ⑧ 決済明細クラウド連携																	
付 属 品 等	1 台ごとに以下の付属品を含むものとする。 ・レシートロール 1 巻以上 ・充電ケーブルセット																	
納 入 場 所	今治市の指定する場所（別紙一覧）																	
納 入 期 限	令和 8 年 3 月 31 日																	
納 入 及 び 設 置 方 法	使用可能な全てのキャッシュレス決済（クレジットカード・電子マネー・コード決済）及び現金の登録、LTE 通信、メニュー設定（商品登録等）等、各施設等での運用に必要な初期設定をした状態で納品すること。 なお、設置場所及び設置台数は以下のとおりである。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">設置場所（設置か所数）</th><th style="width: 20%;">設置台数</th><th style="width: 40%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内スポーツ施設（14 か所）</td><td>14 台</td><td>うち島しょ部 5 か所</td></tr> <tr> <td>市内文化施設（7 か所）</td><td>7 台</td><td>うち島しょ部 6 か所</td></tr> <tr> <td>市内障がい者文化体育施設（1 か所）</td><td>1 台</td><td></td></tr> <tr> <td>市役所支所（11 か所）</td><td>11 台</td><td>うち島しょ部 6 か所</td></tr> </tbody> </table>			設置場所（設置か所数）	設置台数	備考	市内スポーツ施設（14 か所）	14 台	うち島しょ部 5 か所	市内文化施設（7 か所）	7 台	うち島しょ部 6 か所	市内障がい者文化体育施設（1 か所）	1 台		市役所支所（11 か所）	11 台	うち島しょ部 6 か所
設置場所（設置か所数）	設置台数	備考																
市内スポーツ施設（14 か所）	14 台	うち島しょ部 5 か所																
市内文化施設（7 か所）	7 台	うち島しょ部 6 か所																
市内障がい者文化体育施設（1 か所）	1 台																	
市役所支所（11 か所）	11 台	うち島しょ部 6 か所																
撤 去 及 び 処 分 方 法																		
環境配慮に 関する条件																		
参 考 物 品	本 体	ブリッジ・モーション・トゥモロー(株) HuntPro																
	付属品等	レシートロール、充電ケーブルセット																
添 付 資 料																		

説 明 会	要	不要			
特 記 事 項	(1) 以下保守費用1年間分を見積に含むこと。 ① 機器の操作方法や機器トラブル時に対応できる問い合わせ窓口を設置し、保守・運用サポート体制が整っていること。なお、24時間・365日電話対応が可能である等、窓口業務への影響が最小限となるように迅速に対応可能であること。 ② 保守連絡先は、導入機器すべてにつき1か所に統一すること。 ③ 保守連絡先をシール等により各端末に貼り付けた状態で納品すること。 ④ ソフトウェアのバージョンアップ及び機能拡張は、保守の範疇とし、無償対応できること。 ⑤ ソフトウェアのバージョンアップ及び機能拡張を行う場合は、事前に本市担当者に報告すること。なお、バージョンアップ等によるプログラムリリース等は、機器の運用に支障がないように実施すること。 ⑥ 故障等により機器に不具合が発生した場合（リチウム電池の劣化含む）は、修理または交換すること。なお、機器の修理等に時間を要する場合は、代替機を用意すること。 (2) POS 機能利用料及び決済明細クラウド利用料1年間分を見積に含むこと。 (3) 搬入・設置・設定等に要する費用を物品購入費用に含むこと。 (4) 以下の職員研修等に対応可能であること。 ア 職員研修 ① 運用開始前に操作方法等の研修を実施することとし、機器等の操作研修は極力実機を用いること。 ② 各研修において発生する通信料等の費用は受託者の負担とすること。 ③ 研修は複数回に分けて実施し、具体的な日程・回数・開催場所等は、本市と受託者との間で協議の上決定すること。 イ 操作マニュアル 各操作手順や障害発生時の対応等を示したマニュアルを納品時に添付すること。 (5) 保守費用及び利用料、その他毎月発生する費用については、運用開始予定日である令和8年4月1日以降に発生する分を対象として見積りすること。なお、年額一括後払いが可能であること。 (6) 以下のとおりアクセプタンスマークを準備すること。 ① 取扱いブランドを網羅したアクセプタンスマークを受託者負担により準備し、データのダウンロードが可能であること。 ② キャッシュレス決済の対応サービスに変更が生じた場合は、その都度アクセプタンスマークの掲示内容の変更について対応可能であること。 (7) POS 機能搭載モバイル型キャッシュレス決済端末は以下のとおりであること。 ① キャッシュレス決済端末は、本市の買取りとし、全端末は統一の型式であること。 ② 以下のキャッシュレス決済手段に対応していること。 <table border="1" data-bbox="438 1933 1409 2029"> <tr> <td data-bbox="438 1933 687 2029">クレジットカード</td><td data-bbox="687 1933 1070 2029">VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、Diners</td><td data-bbox="1070 1933 1409 2029">各ブランドの非接触決済にも対応可能であること</td></tr> </table>	クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、Diners	各ブランドの非接触決済にも対応可能であること	
クレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、Diners	各ブランドの非接触決済にも対応可能であること			

バーコード決済	auPAY、d払い、PayPay、楽天Pay	顧客提示型（CPM）方式
電子マネー	naniaco、WAON、楽天Edy、各種交通系 IC、iD、QUICPay	

- ③ 現金決済に対応可能であること。
 - ④ 本業務の契約締結後に市が提供する商品情報について、受託者が納品時までに事前登録すること。また、納品後は、職員が自ら各所属で更改できること。
 - ⑤ POS 機能管理画面において、収納情報をリアルタイム、かつ、容易に集計でき、商品登録・編集・売上確認できる機能を有すること。
 - ⑥ 各種集計情報は、CSV 形式/Excel 形式のデータでダウンロードすることが可能であること。
 - ⑦ 上記に記載の各種集計情報は、売上日時・店舗名・端末名及び端末番号・総額・決済手段・商品名・内訳（金額・個数・小計）等を抽出できること。
 - ⑧ 商品登録を任意のカテゴリに分類できること。また、登録された商品はカテゴリごとに検索・表示が可能であること。なお、カテゴリは大分類・小分類と複数の階層に対応できるものが望ましい。
 - ⑨ POS 機能は、電力供給が断たれた場合でも、毎月の支払に必要なデータが失われないバックアップ機能を有していること。
 - ⑩ 決済完了後、商品明細（以下、「レシート」という。）の発行ができること。なお、レシートには、本市が指定する内容（店舗名・住所・電話番号・取引日時・伝票番号・商品名・支払総額・決済手段等）を記載できること。
 - ⑪ 納付者用のレシートの他に市側の控えを発行し、納付者用のレシート、市側の控え及び決済情報（データ）に同一の番号（伝票番号等）を付与することにより、納付者と決済情報のひも付けができること。
 - ⑫ レシートロールの交換補充等が簡便で、任意のタイミングで可能であること。
 - ⑬ 消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に対応したレシートが発行できること。
 - ⑭ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
 - ⑮ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
 - ⑯ キャッシュレス決済端末の表示画面でも、決済承認済が確認可能であること。
 - ⑰ キャッシュレス決済端末は、PCI DSS の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
 - ⑱ POS 機能は、データ暗号化、ウイルス感染対策等のセキュリティ対策のほか、収納データの破損対策を講じること。
- (8) 決済明細クラウドは以下のとおりであること。
- ① クラウド上の管理システムと連携し、端末単位及び決済種別ごとにおける売上実績の集計が可能であること。
 - ② 月売上決済通知書及び端末ごとの決済金額等を決済種類別に合計した金額を記載した明細書等の各種帳票のダウンロードが可能であること。
- (9) POS 機能及び決済明細クラウドにおける管理権限は以下のとおりであること。
- ① 管理権限は複数階層に分けて付与することができ、市が指定する端末ごとで複数

の管理グループに分割し、それぞれに対応する管理権限で運用できること。

② 全ての情報を閲覧・編集が可能な管理権限の付与が可能であること。

(10) 本物品購入に係る契約締結後、本業務を受託したもの（以下、「受託者」という。）を地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項に定める指定納付受託者に指定するため、別途協定等を行うものとするが、指定納付受託事務は以下に対応できること。ただし、その協定等を保証するものではない。

- ① 納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払をする「立替払方式」であること。
- ② 指定納付受託者は、キャッシュレス決済による使用料等の立替金（以下、「立替金」という。）については、月毎に末日を締日として集計し、翌月末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする。）までに、市が指定する方法により支払うこと。
- ③ 立替金は、クレジットカードの分割払い、リボルビング払いといった、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わずまとめて支払うこととする。
- ④ キャッシュレス決済による立替金を入金する際の振込手数料その他の必要経費は指定納付受託者の負担とする。
- ⑤ 各月毎のキャッシュレス決済による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日の 5 営業日前までに発注者まで送付すること。又は、入金予定日の 5 営業日前までに WEB 上で確認できること。なお、明細は設置場所ごとの内訳が確認できるようにすること。
- ⑥ 各決済ブランドの利用については、必要な登録手続きを代行すること。
- ⑦ 上記②に定める立替払は、本市が利用者に対して有する債権を指定納付受託者が買い取るものではない。
- ⑧ 指定納付受託者は、上記②に定める納付について、正当な理由がなく遅延があったときは、当該遅延日数に応じて、振り込みを行うべき金額に協定等に定める割合を乗じた金額を、指定する期日までに納付すること。
- ⑨ 立替金の納付後に、受託者の責に帰すべき事由により振込金額に過不足又は振込について事故等が判明した時には速やかに本市へ報告するとともに、振込金額の不足に当たっては、受託者が本市へ追加振込をし、振込金額の超過にあたっては、受託者と本市の協議の上、これを定めること。
- ⑩ 受託者は、指定納付受託に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に書面で申請し、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- ⑪ 指定納付受託者は、立替金とキャッシュレス決済手数料を相殺して納付しないこと。
- ⑫ 決済手数料の額は、各月の売上金額に協定等で定める手数料率を乗じた金額とし、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- ⑬ 立替金入金の相手方とキャッシュレス決済手数料の請求相手方はそれぞれ別の事業者とすることができること。

物件詳細 確認先	部課	総合政策部企画政策局未 来デジタル課	担当者	小澤 拓也	連絡先	0898-36-1509
-------------	----	-----------------------	-----	-------	-----	--------------

【注意事項】

- 1 上記参考物品以外の同等品を選択し応札するときは、必ず要求担当課に同等品の仕様がわかるカタログ等の資料を提示し、承諾を得たうえで入札に参加すること。
- 2 上記に記載している仕様（納入、組立、設置、検収及び撤去等）に掛かる費用を含めること。
- 3 落札業者は、納入日等について要求担当課と打ち合わせのうえ納入すること。
- 4 契約金額130万円以上の物件については、納品を確認するための検収写真を撮影し提出すること（撮影及び提出に掛かる費用は受注者の負担）。

納品台数	設置施設名	納入場所
1 台	今治市営中央体育館	〒794-0026 今治市別宮町 6-2-2 今治市営中央体育館
1 台	今治市営桜井スポーツランド	
1 台	今治市営スポーツパーク	
1 台	今治市朝倉 B&G 海洋センター	
1 台	今治市朝倉ふれあい交流センター	
1 台	今治市営玉川総合公園	
1 台	今治市営波方公園	
1 台	今治市営大西体育館	
1 台	今治市営菊間緑の広場公園運動場	
1 台	今治市吉海 B&G 海洋センター	
1 台	今治市宮窪石文化運動公園	〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3546 今治市宮窪石文化運動公園
1 台	今治市みやくぼ石文化交流館	〒794-2203 今治市宮窪町宮窪 3543 今治市みやくぼ石文化交流館
1 台	伯方地域教育課	〒794-2302 今治市伯方町叶浦甲 1668-30 今治市伯方開発総合センター
1 台	大三島地域教育課	〒794-1304 今治市大三島町宮浦 5708 大三島地域教育課
1 台	今治市大西藤山歴史資料館	〒799-2205 今治市大西町宮脇乙 579-1 今治市大西藤山歴史資料館
1 台	今治市吉海郷土文化センター（野間仁根バラのミュージアム）	〒794-2103 今治市吉海町福田 1290 番地 今治市吉海郷土文化センター
1 台	今治市上浦歴史民俗資料館（村上三島記念館）	〒794-1402 今治市上浦町井口 7505 今治市上浦歴史民俗資料館
1 台	今治市大三島美術館本館	〒794-1304 今治市大三島町宮浦 9099-1 今治市大三島美術館
1 台	ところミュージアム大三島（大三島美術館別館）	〒794-1308 今治市大三島町浦戸 2362-3 ところミュージアム大三島
1 台	今治市岩田健母と子のミュージアム（大三島美術館別館）	〒794-1309 今治市大三島町宗方 5208-2 今治市岩田健母と子のミュージアム
1 台	今治市伊東豊雄建築ミュージアム	〒794-1308 今治市大三島町浦戸 2418 今治市伊東豊雄建築ミュージアム
1 台	今治市障がい者文化体育施設（サン・アビリティーズ今治）	〒799-1502 今治市喜田村 2-1-10 サン・アビリティーズ今治
1 台	朝倉支所住民サービス課	〒799-1692 今治市朝倉北甲 39 朝倉支所住民サービス課

1台	玉川支所住民サービス課		〒794-0192	今治市玉川町三反地甲 10-1 玉川支所住民サービス課
1台	波方支所住民サービス課		〒799-2192	今治市波方町樋口甲 253 波方支所住民サービス課
1台	大西支所住民サービス課		〒799-2292	今治市大西町宮脇甲 506-1 大西支所住民サービス課
1台	菊間支所住民サービス課		〒799-2392	今治市菊間町浜 840 菊間支所住民サービス課
1台	吉海支所住民サービス課		〒794-2192	今治市吉海町八幡 137 吉海支所住民サービス課
1台	宮窪支所住民サービス課		〒794-2292	今治市宮窪町宮窪 2668 宮窪支所住民サービス課
1台	伯方支所住民サービス課		〒794-2302	今治市伯方町叶浦甲 1668-34 伯方支所住民サービス課（しまなみ総合庁舎内）
1台	上浦支所住民サービス課		〒794-1492	今治市上浦町井口 6605 上浦支所住民サービス課
1台	大三島支所住民サービス課		〒794-1304	今治市大三島町宮浦 5708 大三島支所住民サービス課
1台	関前支所住民サービス課		〒794-1192	今治市関前岡村甲 732 関前支所住民サービス課